

沖縄県振興審議会 第4回総合部会

日時：平成29年1月20日(金) 10:00~12:00

場所：八汐荘 1階 屋良ホール

1. 開会

○企画調整課(古堅班長) おはようございます。

それでは、ただいまから沖縄県振興審議会第4回総合部会を開会いたします。

なお、本日は御都合により島袋専門委員、松永専門委員、そして村上専門委員は御欠席となっております。御連絡をいただいております。御了解ください。

また、基盤整備部会に所属されています喜久里専門委員から出席の許可申請が部会長において許可されましたので、本日、当部会へ御出席いただいております。この場で御報告いたします。

まず、議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

本日、お手元の資料以外に、事前に郵送させていただきました資料の確認でございます。資料、沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案(総合部会)、そして参考資料といたしまして、沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案について、この2つを事前に郵送させていただいております。

また、本日、当日配付資料といたしまして、説明資料、沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案の第3章「基本施策」中間評価～改定案整理票と書いてございます。また、資料の差し替えといたしまして、クリップどめの資料4枚、黄色く線が引かれたものが置いてあるかと思っております。そして冊子の中間評価の報告書も置いてございます。また追加といたしまして、本日は、府本委員からの意見書が机の上に置いてあると思っております。

以上でございます。もし万一、過不足等がございましたら事務局までお声かけください。よろしいでしょうか。

(配付状況を確認)

○企画調整課(古堅班長) それでは、議事に入ります。大城部会長、議事進行をお願いいたします。

○大城部会長 皆さん、おはようございます。今日は本当にお忙しい中、出席をいただきありがとうございます。去年、総合部会を3回開きまして、その結果が今日手元にあります中間評価案という形で出ております。後で参照していただければと思います。

今日はその分、総合部会の意見を踏まえた上で、事務局のほうで今日、郵送してきました基本計画改定案が出ておりますので、これについて今後、今日も含めて3回審議する予定になっております。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

2. 調査審議

沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案

(総合部会所掌事務に係る以下の事項)

第1章「総説」

第2章「基本方向」

第3章「基本施策」

2-(4)-ア 安全・安心に暮らせる地域づくり

2-(4)-イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化

2-(5)-ア 米軍基地から派生する諸問題への対応

2-(5)-イ 戦後処理問題の解決

2-(7)-ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進

3-(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

3-(14) 政策金融の活用

4-(2)-イ 国際的な災害援助活動の推進

4-(2)-ウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開

5-(6)-ア 県民生活を支える人材の育成

5-(6)-イ 地域づくりを担う人材の育成

第4章「固有課題」

1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用

4 地方自治拡大への対応

第5章「圏域別展開」

1 基本的な考え

2 圏域間連携の強化による広域的地域圏の形成

3 圏域別展開の基本方向(総合部会所掌箇所)

第6章「計画の効果的な実現」

○企画調整課(友利副参事) おはようございます。皆さん、お忙しい中をお集まりいた

だきましてありがとうございます。企画調整課の友利と申します。本日は私のほうから説明をさせていただきます。恐縮ですが、座ったまま説明させていただきます。

中間評価につきましては、熱心に御審議をいただきましてまことにありがとうございます。おかげさまでこのような報告書の形にまとめることができいております。引き続き基本計画の改定案につきましても貴重な御意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず参考資料という沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案から説明をさせていただきます。お手元のほうにお願いいたします。

今回で総合部会のほうは4回目となりますけれども、基本計画改定案の審議としては最初の部会ということになりますので、頭づくりも兼ねまして、改めてビジョンの体系や基本計画の構成、改定案のポイントなどについて説明をしていきたいと思っております。

では、1ページをお願いします。ビジョン基本計画・実施計画の全体構成となっております。沖縄21世紀ビジョンは、おおむね2030年のあるべき沖縄の姿を描いた基本構想となっております。将来像の実現に向けた取り組みの方向性等をまとめており、県政運営の基本的指針となるものでございます。

下の段に基本計画とございます。基本計画は、沖縄県が策定した初めての総合計画で、沖縄振興特別措置法に規定する沖縄振興計画としての性格も有しております。ビジョンで示した5つの将来像の実現と4つの固有課題の克服に向けた「基本方向」や「基本施策」などを明記しております。

下の段は実施計画となっております。実施計画は、基本計画の基本施策を具体化し、推進するための活動計画になります。主な課題や成果指標を掲げ、取り組みの進捗状況等を、PDCAサイクルを毎年行っておりますけれども、このサイクルにより検証することで基本計画の着実な推進を図っております。

以上、赤字でも示しているとおり、ビジョン及び基本計画につきましては、施策展開の方向性など大きな観点からの記載となっております。そこで示した展開方向に沿った具体的な取り組みを実施計画の中で明記して実施していることとなります。

2ページをお願いします。こちらが基本計画の構成と改定案の箇所、ポイントとしてまとめております。まず緑の部分をごらんください。基本計画は、第1章から第6章の構成となっております。今回の改定案は赤枠で囲んでおります。例えば2章ですと3と4、第3章、第4章、第5章ですね。赤い枠で囲んでおりますが、こちらが改定の箇所となっ

ております。

改定案の策定のポイントとして、上のほうに青い部分で書いておりますが、まず基本計画の骨格部分である第3章「基本施策」につきましては、中間評価結果を踏まえ、新たな施策展開を明記する必要があるものなどを対象としております。

次に第2章の3 施策展開の基軸的な考えと4 施策展開の枠組み及び第4章 克服すべき沖縄の固有課題、第5章 圏域別展開については、第3章の基本施策の改定内容と整合を図るための改定案としております。それから第1章と第2章の残り、それから第6章につきましては、計画の理念等を記載しておりますので、改定案では追加・修正はございません。

このように、今回の改定案につきましては、第3章をベースに策定したものとなっておりますので、各委員におかれましても第3章を中心に御議論いただければと考えております。

次は3ページです。こちらは中間評価から計画の改定までの流れを示しております。中間評価におきましては、「主な課題」の解消状況と「成果指標」の達成状況を検証いたしました。その結果、新たな、あるいは異なる観点からの施策展開が必要なものを改定の対象としております。具体的に下の表にまとめておりますけれども、中間評価で「主な課題が今なお残っている」という赤の部分は、矢印右側の改定案のとおり、改定は行わず、現行の施策展開に沿った取り組み等を後期実施計画でも実施し、毎年のPDCAにより課題解消を図ることとしております。

次に下の緑の部分が社会経済情勢の変化等により新たな課題が発生した場合ですが、右側の改定案のとおり、新たな課題に対応した施策展開を改定案に明記しております。

そして一番下の青の部分は、これまでの施策を展開してきた結果、外部環境の変化等や取り組みの加速化、成果を踏まえた施策展開などの要因により、これまでとは異なる観点からの課題が発生した場合、右側のとおり、これら要因に対応するための施策展開を明記しております。

なお、右下の後期実施計画の部分に記載しているとおり、基本計画は、施策展開という大きな観点からの記載となっておりますので、これらの施策展開に沿った具体的な取り組み等につきましては、後期実施計画に明記することとしております。

以上、参考資料を用いまして最初の頭づくりをしていただきました。

それでは次に、資料、基本計画改定案(総合部会)と書かれているものをごらんいただき

たいと思います。同じファイルの前のほうに資料ということで綴られております。

まず、めくっていただきまして目次の部分で所掌箇所の全体を説明したいと思います。総合部会の所掌事務としては、基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活等々となっております、所掌箇所を黄色のラインでマーカーしております。なお、改定箇所については、本文の中で赤字で表記しております。

先ほど説明いたしました、基本計画は6章から構成されておまして、第1章 総説、第2章 基本方向、それから2ページをめくっていただいて、第6章が一番後ろにあります。第6章 計画の効果的な実現につきましては、計画策定の意義や目標、基本的課題や指針、計画の進捗管理などの理念や基本的な考え方などを取りまとめた章となっておりますので、基本方針を所掌している総合部会の審議対象ということになっております。

1ページに戻っていただきまして、第3章 基本施策のほうでは、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活等と関連する施策展開の該当箇所が審議対象となっております。全体36の基本施策がございますが、そのうち7つの基本施策にマーカーが引かれています。

1ページめくっていただきまして、第4章 克服すべき沖縄の固有課題と第5章 圏域別展開につきましても、第3章と関連する箇所が審議対象となっております。

それでは、各章ごとに所掌の箇所を説明していきたいと思います。ページをめくっていただきまして1ページ、第1章 総説でございます。冒頭の3行にも記載されておりますけれども、基本計画の策定意義を示すとともに、計画がもつ性格、計画期間、計画目標を提示していることから、改定箇所はございません。

次、5ページをお願いします。第2章 基本方向です。冒頭の4行に書かれておりますが、時代潮流や地域特性を踏まえた「基本的課題」や各主体の取り組みの指針となる「基本的指針」、各施策に通底する「施策展開の基軸的な考え」、基軸的な考えのもと各施策の具体的連携を促進する「施策展開の枠組み」、計画終了時点の姿を人口や県内総生産などの数値であらわす「計画の展望値」などを示しております。

これらにつきましては、計画策定時より大きく変わるものではないため、基本的には改定箇所はほとんどないんですけれども、2点だけ新たな課題として明らかとなりました子どもの貧困対策とMICEの振興については、県全体で取り組む必要があることから、3 施策展開の基軸的な考えと4 施策展開の枠組みに関連する記述を盛り込む改定案となっております。

具体的に申しますと、12ページをお願いします。12ページが3 施策展開の基軸的な考えのページになります。(1)沖縄らしい優しい社会の構築の基軸のほうなんです、ページとしては隣の13ページにマーカーされておりますが、「子どもの貧困対策として、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」といった記述を入れております。

また、その下は(2)強くしなやかな自立型経済の構築という基軸になりますが、その基軸の部分でもM I C Eの振興との関連で、これはまたページをめくっていただいて、14ページの5行目のマーカー部分です。「M I C Eを沖縄経済振興を加速するツールとして位置づけ、M I C E活用による各産業分野の成長発展を図る」といった記述を盛り込んでおります。

それから同じページの1行目のほうになりますけれども、こちらでも説明いたしますが、マーカーがされております。「域内のあらゆる産業を振興し、高付加価値化を図る」とする改定案になっておりますが、こちらにつきましては、本部会における中間評価の審議におきまして、島袋専門委員より金融関連産業を高付加価値産業へ転換するような一文を入れ込んでどうかとの意見がありました。県としましては、金融関連産業のみならず、域内のあらゆる産業を高付加価値産業へ転換する必要があると考えていることから、こちらの強くしなやかな自立型経済の構築という基軸の中にこのような記述を入れ込むこととしております。

なお、子どもの貧困対策とM I C Eの関連では、以下に続く4 施策展開の枠組みの中でも文言を追加しております。こちらは16ページの上から2行目と18ページの一番上にもM I C E関連産業ということで文言を追加しております。

続きまして、22ページをお願いします。22ページ以降が基本計画の骨格部分であります第3章の基本施策になりますが、冒頭に参考資料で説明しましたとおり、今回の基本計画改定案の策定に当たりましては、中間評価結果を踏まえ、新たな施策展開を明記する必要があるものなどを対象としておりまして、中間評価で今後の課題について評価、検証した結果、主な課題が今なお残っている場合は、改定は行わず、新たな課題が発生した場合やその他の要因により異なる観点からの課題が発生した場合は、これらに対応するための新たな施策展開を明記するというふうにしております。このため、基本計画に掲げる基本施策について、中間評価による今後の課題の評価、検証によってどのように改定の部分を判断したのか、その流れに沿った説明をしたほうがわかりやすいだろうということで、第3

章については別で説明資料を用意いたしました。

それが横の第3章「基本施策」中間評価～改定案整理票と書かれているほうで説明したいと思いますので、お手元をお願いいたします。

では、第3章 整理票のほうで説明していきたいと思います。本説明資料では、左側に現行の基本計画、真ん中に中間評価結果での【今後の課題】、右側に改定案というふうな整理票をしております。なお、中間評価結果では、新たな課題については赤い文字で、その他の要因によるものは青い文字で示しております。また、改定案のほうでは改定箇所を赤字で示しております。それからこちらのほうも総合部会の所掌箇所については黄色のマーカールであらわしております。また施策展開についても抜粋した形で載せておりますので御了承ください。それでは、黄色いマーカールであらわしている部分を中心に説明していきたいと思っております。

では、1ページです。基本計画改定案の欄を見ていただきたいと思いますが、将来像2からが総合部会の審議対象となっております。それと「心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」の横に、(P38)とありますが、これは先ほどごらんいただいておりました改定案のページ数になっておりますので、並べて見ていただければ全体の中でどの位置になるかがわかるかと思っております。

それでは、将来像2では、心豊かで、安全・安心に暮らせる島ということで、総合部会が所掌します県民生活や基地問題と関連する箇所が審議対象となっております。ちなみに、将来像1については、沖縄らしい自然と歴史、文化を大切にする島という部分ですが、主に環境部会や観光交流産業部会の所掌範囲となっておりますので、総合部会における審議対象はございません。

あとは各将来像の冒頭にあります将来像実現への道筋という項目なんですけれども、こちらは将来像全体にわたっての方向性を示す大きな観点からの記述となっているため、総合部会所掌の黄色いマーカール部分の「また、災害等から」という部分になります。それから「戦後処理問題の解決を図っていきます」というふうにマーカールされておりますけれども、こちらについては、改定箇所はございません。

なお、その上の部分に、赤字で「夢や希望を持って」という文言を追加しているところなんですけど、こちらは新たな課題である子どもの貧困対策に対応したものとなっております。県の全庁体制で取り組むべき重要課題になることから改定案に盛り込んでおり、福祉保健部会において審議することとしております。

また、下の基本施策(4)社会リスクセーフティーネットの確立にありますように、基本施策の展開方向という項目が各基本施策の冒頭にあるんですけども、ここにつきましても基本施策全体の方向性を示す大きな観点からの記述となっておりますので、特に改定箇所はございません。

では、2ページをお願いします。施策展開ア 安全・安心に暮らせる地域づくりでは、県警本部が所掌する安全対策や犯罪対策について、県民生活の関連から総合部会の審議対象となります。最初に、地域安全対策や警察安全相談体制、犯罪被害者に対する支援活動、人材育成や施設整備などの警察基盤の強化について記載されておりますが、冒頭に参考資料で説明したとおり、これらの施策につきましては、中間評価において今なお残る課題として引き続き取り組んでいくことから、改定箇所はございません。

次に、真ん中少し下の「さらに、交通安全対策については」という部分がありますが、こちらにつきましては、これまでの基本計画では、沖縄県飲酒運転根絶条例の普及・浸透を図ることを施策展開としておりましたけれども、飲酒運転摘発数が全国ワーストを記録するなど外部環境の変化がございますので、中間評価欄に青字で示しているとおり、条例に基づく各種対策に取り組む必要があるため、改定案に盛り込んでおります。

その下の安全教育や安全パトロール、また消費生活安全対策については、引き続き残された課題の解消に取り組んでいくため、改定箇所はございません。

最後に、近年、スマートフォンの普及等に伴い、サイバー空間の脅威が深刻化してくるなどの外部環境の変化があるため、改定案に県民へサイバーセキュリティに関する普及啓発を図るなどの文言を追加しております。

続きまして3ページです。これは施策展開イということで、3ページから4ページまでありますが、災害に強い県土づくりと防災体制の強化では、知事公室が所掌する防災消防体制の強化等が総合部会の審議対象となっております。本施策展開につきましても中間評価において、大規模災害時の広域的支援体制の強化や消防体制の強化、救急搬送体制の強化、ハザードマップの作成、各種システムの拡充強化など、残された課題に取り組むこととしておりますので、改定箇所はございません。

続きまして、基本施策(5)米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決についてです。こちらは5ページにあるとおり、アとイの2つの施策展開を掲げております。ア 米軍基地から派生する諸問題への対応につきましては、米軍関係の事件・事故、米軍航空機騒音やその他の基地公害などへの対応として、引き続き残された課題の解消を図るため、

調査、監視等を行うとともに、日米両政府へ対策を求めることとしておりますので、改定箇所はございません。

同様に、イ 戦後処理問題の解決につきましても不発弾や所有者不明土地、遺骨収集などの問題解決を図るため、引き続き国に対応を求めることとしているため、改定箇所はございません。

次は6ページをお願いします。基本施策(7)共助・共創型地域づくりの推進につきましては、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化など地域が抱える問題が複雑化していることが課題として残っているため、同課題に対応した多様な主体による参画と連携による協働の取り組みを推進していく施策展開につきましては、改定箇所はないんですけれども、新たな課題として、地方創生の取り組みを推進していく必要が生じていることから、平成26年3月に策定し、平成27年9月に改定しました沖縄県人口増加計画に基づき、人口の増加、離島過疎地域の振興に取り組むことを改定案に盛り込んでございます。

続きまして7ページから将来像3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指してです。こちら関係では、基本施策(13)駐留軍用地跡地の有効利用の推進と、(14)政策金融の活用が総合部会の審議対象となります。基本施策(13)駐留軍用地跡地の有効利用の推進では、次の8ページから9ページにかけて、アからオまで5つの施策展開を掲げております。この部分は、返還前後の跡地利用に係る諸手続や跡地利用計画、関係機関との協議等について記載しており、これら手続等に関する改定箇所はありませんけれども、新たな課題として、平成27年3月に西普天間住宅地区が返還されまして、その跡地利用として、国、県、宜野湾市、琉球大学等と連携して国際医療拠点の形成に向けて取り組んでいく必要があることから、施策展開エとオの部分は改定案に盛り込んでおり、赤い文字で示しております。

続きまして9ページのほうが基本施策(14)政策金融の活用になりますが、こちらについては、県では21世紀ビジョンの実現に向けて、沖縄振興開発金融公庫の政策金融機関としての円滑な資金供給の仕組みは、引き続き車の両輪として必要不可欠であると考えております。今回の基本計画改定案の策定に際して、地方創生の推進や子どもの貧困対策、雇用の質改善などの新たな課題が明らかとなったため、沖縄公庫にはさらなる産業の発展のほかにも、これら新たな課題に対応したきめ細かな制度の創設、拡充が求められておりますので、改定案に盛り込んだところでございます。

では、10ページの将来像4 世界に開かれた交流と共生の島を目指しての部分ですが、こちらでは基本施策(2)国際協力・貢献活動の推進の中の施策展開イ 国際的な災害援助拠点

の形成及びウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開が総合部会の審議対象となります。アジア・太平洋地域における大規模災害時の貢献や平和・安定への協力、貢献、発信等については、これまでと変わらず継続的に取り組んでいく必要があることから、改定箇所はございません。

続きまして11ページ、将来像5となります。

将来像5の関係では、12ページ、基本施策(6)地域社会を支える人材の育成の中の施策展開ア 県民生活を支える人材の育成及びイ 地域づくりを担う人材の育成が総合部会の審議対象となります。こちらは将来像2との関連で、地域の消防防災を担う人材の育成や地域づくりを担う人材の育成について、人材育成という観点からまとめた施策展開であるため、将来像2と同様、改定箇所はございません。

以上、第3章に関してはこの説明資料で説明させていただきました。

それでは、第4章以降は、先ほどの資料の基本計画改定案に戻りますので、お手元に準備をお願いいたします。120ページ以降は第4章となっております。第4章 克服すべき沖縄の固有課題につきましては、基地問題や離島の条件不利性、交通ネットワーク、地方自治の拡大など、本県が有する4つの克服すべき課題について、それぞれ(1)概況、(2)克服の意義、(3)解決への道筋をまとめた章立てとなっております。第3章の基本施策を4つの固有課題の観点からまとめた章となっております。このうち、固有課題1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用と、4 地方自治拡大への対応が総合部会の審議対象となります。

まず120ページの1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用については、(1)概況と(2)克服の意義につきましては、基地問題に係る現状や克服することによる意義といった大きな観点からの記載となっているため、改定箇所はございませんが、(3)解決への道筋ということで、122ページから解決への道筋がありますけれども、こちらについては、今後の展開方向を示しているため、第3章と整合を図りまして、次の123ページの6行目に、西普天間住宅地区跡地利用の円滑な推進に向けて取り組むことを改定案に盛り込んでいるところです。

続きまして128ページをお願いいたします。4 地方自治拡大への対応につきましては、沖縄県は歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情を有しており、これらに起因する行政課題は他都道府県と異なるため、全国一律の政策によっては十分な効果が得られないなどの問題があります。このため、沖縄振興特別措置法に基づき、各種税制優遇制度や一括交付金などの特例措置等が講じられているところであり、今後も引き続きこれら制度を積極的に活用し、継続的に制度の効果を検証することで政策課題へ対応していくこととして

おります。

また、道州制については、国において検討の動きが鈍くなっておりますが、引き続き幅広い観点から検討を行うこととしているため、同固有課題については、改定箇所はございません。

次に130ページ、第5章 圏域別展開については、施策を圏域ごとに展開するための1 基本的な考え。圏域の枠を超えた2 圏域間連携の強化による広域的地域圏の形成、北部・中部・南部・宮古・八重山の5圏域の施策展開からなる3 圏域別展開の基本方向をまとめておきまして、基本的には第3章 基本施策を圏域という観点からまとめた章となっております。1の基本的な考え及び2の広域的地域圏の形成につきましては、圏域ごとに施策を展開する方向性や広域連携による施策展開など大きな観点でまとめた項目になるため、改定箇所はございません。

3 圏域別展開の基本方向につきましては、5圏域ごとに第3章の基本施策に掲げる施策展開を踏まえた施策の展開方向を記載しております。駐留軍用地跡地利用や平和、防災などが総合部会の審議対象となります。第3章の改定案と整合を図るため、駐留軍用地跡地利用に関する箇所を改定案に盛り込んでおりますので、当該箇所のみを説明したいと思います。

142ページをお願いします。改定箇所については中部圏域のみということになります。下から5行目の赤い文字で書かれております。中部圏域における現状と課題に、広大な駐留軍用地跡地の総合的かつ効率的な有効利用と、特に西普天間住宅地区跡地については、国際医療拠点形成に向けて取り組む必要があることを盛り込んでおります。

同様に、148ページをお願いします。下から10行目部分の施策展開エ 駐留軍用地跡地利用の推進を読み進めていただいて、149ページの真ん中あたりに赤字で示しておりますが、西普天間住宅地区跡地利用とキャンプ桑江南側地区及び第一桑江タンクファームの跡地利用についての改定案を盛り込んでいるところでございます。5章は以上です。

171ページ、第6章 計画の効果的な実現につきましては、沖縄振興特別措置法と基本計画の関係や実施計画の策定及びPDCAサイクルによる計画の進捗管理と、さらに効率的で効果的な県政の推進など、計画の実現に向けた県の基本姿勢をまとめている章となっておりますので、こちらについても改定箇所はございません。

以上が基本計画改定案における総合部会の所掌箇所となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○大城部会長 どうもありがとうございました。

それでは早速、皆さんの御意見を賜りたいと思います。まず、3章が中心ということになっておりますが、1章、2章についても簡単に説明がありましたので、これについて何か御意見がございますでしょうか。

○兼島副部長 まず3章の横長の5ページの戦後処理問題の解決のところ、所有者不明土地問題につきまして、この文章表現に特に異論があるわけではないのですが、とりわけ所有者不明土地については、確か7～8年前に県のほうで委員会を設けていただいて、委員会からの提言という形がとられたと思います。その中で、確かに所有者不明土地が散在していますので、都市計画上、いろいろ問題がある。

それからそのまま整理していきますと、国有財産になってしまうという危機感があって、それでも提言の中で立法措置も含めたという形になっていたと思うんですけども、その間、国のほうは調査をしたいと、調査費を計上して、できるだけ所有者不明土地の所有者を探すための手立てをしたいということで整理したと思うんですけど、まずこの調査が今はやられているのか。その成果はどうなのか。そしてこれについては、やはり期限を切ってなんとかしないと、そのままずるずるいってしまうと本当に国有財産になってしまう懸念がありますので、そのあたりを少し確かめたいと思います。

2点目は、9ページの政策金融です。これも私の記憶が少し定かではないので確認したいと思いますが、沖縄開発金融公庫が存続するにあたって、国の考え方としては、期限を切って存続させているのか。それぞれ終了年があるんじゃないかということなんです。終了年があるにもかかわらず、今回、子どもの貧困であるとか、それから政策金融が必要だよという観点から書かれていますけれども、これは県としては、ぜひ存続してほしいという意向といいますか、その辺の背景を受けての記述なのかどうかということについてもひとつお聞かせ願いたいと思います。

最後にちょっと確認なんですけど、3ページの消防防災体制の強化の話なんですけど、以前、防災体制の中で、とりわけ市町村の広域化の話があったかと思いますが、防災の広域化というのは今はどうなっているのか。進んでいないのか。なぜ進んでいないのかということも含めて、強化するにあたっては広域化を避けて通れないというふうに思っているんですけど、その点についての中身がわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○大城部会長 3章にすぐ踏み込んでいますが、3点について事務局から説明はありま

すか。

○総務部管財課(新垣班長) 総務部管財課のほうから、所有者不明土地問題について御説明いたします。

先ほど御意見がありましたが、県としましては、所有者不明土地問題の抜本的解決策を検討するために、平成22年度、沖縄県所有者不明土地検討委員会を設置して、同委員会におきまして、民法の適用、復帰特別措置法の改正等による問題解決の検討をしました。いずれの制度によりましてもいろいろ難しい問題があるということで、仮称ですが、所有者不明土地の管理・解除等に伴う特別措置に関する法律(仮称)の措置が必要ではないかという結論に至っております。

今現在、国と県の担当部局のほうで、まずは所有者不明土地問題の実態を把握する必要があるだろうということで、平成24年度から国のほうで、全額国庫負担で調査を実施しております。平成24年度から毎年実施しております、今年度の予算額は2億600万円をかけて不明土地の実態調査を実施しております。今のところは平成29年度、場合によっては30年度までかけて調査をする予定としております。

この調査を受けて、沖縄県内の不明土地は一体どういう状態なのか、どういう問題なのか、地域においてもそれぞれ異なるいろんな特色もあるものですから、実態を把握した上で、抜本的な解決策を平成20年3月に沖縄県の復帰特別措置に関する法律が一部改正されて、この中で、所有者不明土地に関する措置としては、政府が実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされておりますので、調査が終わった後、国のほうで立法措置も含めて抜本的な解決策、必要な措置をとることになります。これについては、県としても強く求めていきたいと考えているところです。

以上です。

○大城部会長 それから沖縄公庫についても何かありますか。

○企画部企画調整課(井上主幹) 企画調整課井上と申します。

沖縄公庫は、やはり33年までの存続というのが行革関係の法律か何かで規定されているということで、ただ我々の沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画も33年までの計画となっているものですから、それまでの期間は、当然、大規模プロジェクトだったりとか、子どもの貧困に関しても光が当たらない家庭の支援だったり、小規模零細企業が多いという経済情勢もありますので、政策金融の果たす役割はとても重要なことだと県としては考えておりますので、そういう意味からしても、後期5年間というスパンで見た場合には、

こういうきめ細かな対応も含めてやっていただきたいということが我々のスタンスとなります。

○大城部会長 広域防災については何かありますか。

○知事公室防災危機管理課(神谷班長) 防災危機管理課でございます。

消防広域化ということでよろしいでしょうか。

消防広域化につきましては、御案内のとおり、以前、消防広域化を議論した経緯がございまして、その当時は、国の消防庁から示されていたのが、おおむね30万人口規模を想定しているということでしたので、1県1ブロックということで議論させていただいたんですけれども、実際にはうまくいかなかったという経緯がございます。その後、平成25年になりますけれども、もうちょっと緩やかになりまして、必ずしも30万人にとらわれないと国のほうから示されてございますので、そういった意味では、北部、中部、南部、宮古・八重山等、ブロック単位での広域化の議論を進めているところでございます。一部地域におきましては広域化の動きもあるようですので、それを県としては促進をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大城部会長 府本さんから御意見が出ているようですが、文言については事務局のほうで少し検討していただくとして、それ以外については何か府本さんでぜひお答えすることがありましたらよろしくお願いします。

○府本専門委員 1つ、今の消防の分も私は少し担当していることがあって、広域化という点から考えていくと、僕が非常に気になっているのは南海トラフですね。琉球海溝のほうで地震が起こったときの津波の高さが、東海岸と西海岸では随分違いますよね。西海岸だと、例えば一番高いところは読谷の楚辺のあたりで12mから13mの津波ですよ。だけど、名護の東海岸のほうにいきますと、20mを超える、場合によると30mちょっとあるという形になりますね。大体津波の高さというのは、10mなら10mの津波になると、遡上高がその倍ぐらいのものですよね。だから東北の場合で一番高いところは、確か42mだったんですよ。津波の高さの倍ぐらいのところはのぼると考えていくと、実は防災から考えていくと、かなり気になることが多いんですね。

1つは、普天間が返ってきて、あの後はどう使うかというのは僕らも一生懸命考えたところではあるんですけども。

2点目は、実は普天間飛行場というのは防災面から考えると、一番安全なんですよ。高

さは高いし、確率的に絶対波はこないし、岩盤は琉球石灰岩で非常に硬いし、安定している。ところが那覇空港は全滅しますね。沖縄本島では伊江島空港は残りますが、短いからほとんど使えないですね。

そうすると、嘉手納しか頼るのはないんですが、嘉手納飛行場は想定する津波が来たときに、あれは使えますかね。考えた方はおられますか。あれは58号線沿いに3本ありますよね。あの高さはどれくらいありますか。あそこの津波、楚辺が13mと想定すると、嘉手納飛行場は全部波をかぶるんですね。ちょうど58号線のすぐ端っこのところのちょっとしたところに飛行機が北に上がっていくところに滑走路の端っこがありますから、あの高さでは多分、大きな被害は受けないけれども、1週間か2週間は飛行機を使えない可能性がありますよね。そういうことを考えたときに、普天間の跡地のときに、その機能はどう動くのかなというのが、私は長年見ていて非常に気になりますね。

僕らはおもしろい表現、いろいろ書いているところがあるのですが、防災のところについてちょっと、今みたいな津波のことを頭の中に入れて少し考えていただくと、もう少し駐留軍用地跡地の利用の部分とか、例えば空港と港湾の部分についても、常にそこを意識して考えておく必要がある。ただし、表面上どうするかは別ですね。表面的には非常に難しいですね。文章が表に出てしまうと、例えばその部分を入れようとするが無理がありますので難しいんですけど、それはないんですけど、常に思考回路の中にそれを置いておいてほしいなというのが私の希望です。希望というか、これを読みながら、こうしたときにこうなるけど、どうするのかなというのを思いつく回答が1つ。

そういうことを考えていくと、実は、名護市の東海岸から国頭の東海岸の居住者は、非常に申しわけないんですが、あの地域は全滅する可能性があるんですね。谷筋に集落が発達しますでしょ。僕らもそうですが、後期高齢者になっていますから走って山の上に逃げられないんですね。谷筋ですから津波が来たらぐわーっと抱えられますから、簡単にいうと、尾根の上にはのぼらないと助からないですね。高さは大体30~40mありますから、その斜面を駆け上がるのは不可能に近い。ということを考えていくと、防災上からも西海岸に比べると、東海岸の特にやんばる地域は相当特殊な変わった対策を打たないときついなということを考えています。

では、具体的にはどういうことができるのかということ、実は打つ手がないというのが本音です。それを表現するのも非常に難しい。よく我々が考えているような部分をあそこの中に入れるとなると、なかなか皆さんの行政の文章の中には入りにくい言葉になってくる

のかなということがあるのですが、それがどういう言葉になるかは別にしても、例えば津波などのデータがあるわけですから、そういうものも含めて防災を考えるときにどうだろうかということを考えていただきたいなど。

特に消防などはそうですし、なぜ沖縄では消防団がうまい具合に拡大していかないのか。内地に比べて消防団員の構成率が非常に低いですよ。皆さん努力されているのはよくわかるんだけど、自分らも賛同したときに、なぜ団員が集まらないのかよくわからないんだけど、消防団の人が地域の防災の核になるんですよ。それと若い青年会の連中とタッグを組んで、いわゆる避難困難者、要援護者の援助をする形になりますよね。それはやんばる等の地域を考えたときに、その地域のコミュニティの中でそういうものがうまい具合に連携していくことを考えていかないといけないような気がするんですよ。沖縄ではなぜ消防団員の数が伸びないのか。その原因は何なのか、何か考えられる手はありますか。ひとつ教えてほしいです。

○大城部会長 最初の2点は要望で結構ですね。

○府本専門委員 はい。申しわけない。

○大城部会長 消防団員については何か意見はございますか。

○知事公室防災危機管理課(神谷班長) 防災危機管理課でございます。

消防団につきましては、今お話しされたとおり、全国と比べましてもかなり低い状況にあります。ちょっと定かではないんですけども、全国的な平均が多分1万当たりの消防団員が67名ぐらいだったと思うんですけども、沖縄県が大体12名ぐらいですかね。かなり低い状況であります。

これは実際に調査したわけではないので、課内でいろいろと議論している中では、戦後、特に沖縄本島においては消防本部の整備がかなり進んだこともあるのかなと考えております。

あとは消防団に対する意識といいますか、本土におきましては火消しの歴史的な経緯もあるということで、沖縄ではそういった風土がないということもあるので、一概に沖縄県の消防団員数が少ないという、本土と単純に比較しづらい部分もあろうかと思えます。ただいずれにしても、おっしゃるとおり消防団員の数が少ないというのはありますので、防災危機管理課としても普及促進に努めております。

実はあす県立博物館・美術館で地域防災力向上シンポジウムを開催いたします。その中でも消防団員や自主防災組織の啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○大城部会長 防災の話が出ましたので、喜久里さんのほうでも意見が出ていますので、一緒によろしいですか。

○喜久里専門委員(基盤整備部会) 私は基盤整備部会の喜久里と申します。このたびは、大城部会長と事務局の御配慮をいただきまして参加を許可させていただいて、この席に座っております。

今回の災害に強い県土づくりの方向につきましては、基盤整備部会が所掌しているところなので、細かい文言については、私もそこで細かく議論して提言していきたいと思っていますところなのですが、災害に強い県土づくりの方向につきましては、皆さんもごらんいただいておりますとおり、かなりボリュームを割いて詳細が書かれておりますのでおおむねよろしいかと思えます。

一方で、非常に大事な項目であるにもかかわらず、総説のところにもそういう文言箇所は見当たらないのかなと思って参加させていただいたんですね。いみじくも去る1月17日は、22年前に阪神大震災が発生して、非常に尊い7,000名以上の皆様が亡くなられたという、こういう時期にあって防災の観点が非常に高まりを見せているところでございます。全国的に防災に関して高まっている一方で、先ほど府本さんもおっしゃられていたように、消防団の組織率が低いとか、いろいろそういうソフト的な課題があると思うんですが、私が申し上げたいのは、沖縄県が島嶼県であることですね。経済の島嶼性の特殊性というのは、これもいろいろ読ませていただいて書いてあるのですが、防災対策に関する島嶼性にかかわる対策については、ちょっと乏しいのかなというのが私の感想でございます。

つまり、何かといいますと、規模の大小はあると思いますが、もし仮に沖縄でそれなりの大規模災害があったとします。当然、救援活動、救助活動に緊急車両が走るわけですよ。ところが、電柱が倒れる、土砂崩れが起こると緊急車両が通れない。自衛隊が駆けつけてどうにかするのかというと、確かに自衛隊は駆けつけるんでしょうけれども、基本的には建設業が重機で入って行って道路啓開して、それで初めて緊急車両が走るというのが、これまでの東日本と阪神のときも同じようなことになっています。まずその辺の認識を共有したい。

では、沖縄県に大規模災害が起こったときに、重機がどれだけあるのか、重機の配置は把握しているのか。あるいは本島だけで起こるわけではないですよ。沖縄の島嶼性の課題というのは、有人離島を多く抱えているということです。宮古・八重山、与那国、当然、

久米島、伊江島もあるわけです。本土でこの前、熊本でありましたけれども、地震があった場合は、隣県からその日のうちに助けが来るわけです。ところが沖縄の場合は数日かかると言われていますね。離島だった場合はさらにかかる。離島、あるいは本島も含めて、水、食料、あるいはトイレの施設が十分なのかという観点と、その間、自分で自助力を保持する必要があると僕は思っています。

なので、そのあたりの文言を、今回は見直しはないというふうなお話があったんですが、かなり大事なことだと思っていますので、詳細な基本方針の文言はこれから考えていきたいと思うんですが、私も考えまして、例えばビジョン基本計画改定案の1ページの第1章総説の下に1 計画策定の意義ですが、その下から6行目、あるいは7行目のほうからの文章が「広大な米軍の基地軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など沖縄固有の課題も解決が図られなければなりません」の後に続いて、私の案ですが、「また、大規模な自然災害に備えた社会資本の強化と島嶼県であることを勘案した防災対策を通じて県土強靱化を図ることも重要である」というような文言を盛り込んだらいかがでしょうかということを申し上げたくてお伺いいたしました。御検討のほどひとつよろしく願いいたします。

○大城部会長 大事な視点だと思います。

その点について、文言については後で事務で調整すると思いますが、何かありますか。

○企画部(下地部長) 貴重な提案をありがとうございます。去る11月に、九州・沖縄で開催されましたけれども、そのときも熊本震災を踏まえて、実は熊本震災では備蓄場所が直撃を受けたこともあって非常に混乱したことがあって、九州各県ではお互いに助け合うような形で備蓄を考えなければいけないとか、そういう広域的な観点が出されました。

ひるがえって、沖縄は離島県ということもあって、沖縄に対して九州各県としてどう対応するかという意見等も出されました。ですから、そういったことを踏まえて、防災のほうで対応すると思うんですが、広域的な記載の視点も必要だなということもありましたので、沖縄においても備蓄においては1カ所ではなくて、どうしても一時的には航空機で運びますので、そういった場所の位置等を勘案した視点をもってやらないと急な支援もできない。船が来るにしても東海岸、西海岸、どちらもきちんと対応できるようにしておかないと、一方がやられたときに港に接岸できないような状況では困るのではないかと、いろいろ話が出ておりましたので、そういった視点は今後、この基本計画のみならず盛り込まれていくだろうと思いますので、この基本計画の根本まで変えると改定ではなく、制定になる可能性もあるので、そういった視点も含めて検討させていただきたいと思います。

○大城部会長 ほかの委員の皆さんから何か。

どうぞ。

○瀬口専門委員 1つだけなんですけれども、せっかく災害の話が出ましたので、私が見落としただけかもしれないのですが、観光と災害に関する記載がないように見えたんですけれども、観光客がかなり多くなっているものですから、災害時に、特に外国人観光客にどういうふうに対応するのかという記載が必要ではないでしょうか。

○企画部(下地部長) 私の記憶でも、このビジョン基本計画にはその記述はないと記憶しております。ただし、文化観光スポーツ部を中心に被災したときの観光客の安全をどうするかという具体的な話は既になされているという状況です。ですから、そこについて、このビジョン基本計画に盛り込むのか、あるいは個別の具体的なもので対応していくのかについては、文化観光スポーツ部のほうと調整をさせていただければなと思っています。

○大城部会長 ほかに何か。

下地さんはどうですか。

石田さんはどうですか。大丈夫ですか。

小那覇さん。

○小那覇専門委員 特に内容ではないんですけれども、目次のほうがきれいに並んでいるのでどうしようかなと迷ったんですが、14ページ、資料をいただいてずっと読んだときに、沖縄らしい優しい社会の構築と自立型経済の2つの基軸がありますということで、それに基づいて1から8という形であるのですが、これが網羅された形だったので、読みながら、例えば3のところはもともとの基軸はどれだったかなということで、振り返ったりした部分があったので、書き方だけの問題なんですけれども、優しい社会の構築という1つの基軸のもとにはこういう展開がありますとか、そういう基軸を分けてもらって、あと2つに共通のものがどこということ、今は1からずらずらと並んでいるので、前のものの説明を読めばわかるのですが、ずっと読み進めて6ぐらいにいったときに、この6は一体どの基軸に基づくものだったのかなとか、ちょっと振り返りしていたので、そこはそういうふうになったら読みやすいかなという、これは単なる個人的な意見で、目次を見たらとってもきれいに並んでいるので、ここでまた動かすと、並びが今度は汚くなるかなというのはあったんですけど、それが1点。

あとは具体的などころではないんですが、先ほど説明を聞きながら、例えば第3章でも、基本的に課題がまだ残っている部分はそのまま文言は変えないという部分での計画案が結

構あったんですけども、ただもう少し細かく、例えば課題がまだ残っているものが、短期的なもので必要でそのままなのか、もう少し何か今までとは力を入れて取り組むべきことがあるのかどうかで改定が必要になるのかは、今は具体的にどれがどうということは言えないんですけども、説明を聞いた段階で、課題はまだ解決していないからそのまま当然残るんですけども、それ以外は今までの方針をそのまま続けて残すのか、解決できなかった部分で、少し力を入れる取り組みがひとつここに力を注ぎますみたいなところがそれぞれにあってもいいのかなと思いました。

○企画調整課(儀間課長) お答えいたします。企画調整課長の儀間でございます。

まず最初の点でございます。基軸が2つあって、その2つの基軸に関連して8つの枠組みについて整理しているところでございます。実は基本計画を説明する際に、パンフレットとか、この基本計画の本体にもあるんですけども、説明する中で、例えばこういう形で2つの基軸があって、8つの枠組みがどういうふうな位置づけでなされているとか、そういった資料づくりはして、県民に説明するときにはよりわかりやすくということいろいろ工夫はしているところです。ただ本体でなかなかそこまで整理はできていないところが1つございますので、そこは御了承いただければと思います。

あと課題についてでございますが、当初設定した課題について、今なお残っているということでございますが、これは先ほども触れましたけれども、毎年PDCAを回しておりまして、取り組みの検証を進め、そして外部環境の変化から取り組みについても毎年改善の視点で見直しを行っているところでございまして、従来からある課題については、PDCAを回して取り組みの改善を図ることで課題の解決を図っていこうというのが我々の考えでございます。以上でございます。

○企画部(下地部長) 補足でいいですか。簡単に説明しますと、同じ課題が残っている中でもランクがあるわけですね。残っているけれども、少し進んでいるものと、ちょっと真ん中と、なかなか進んでいない。それについては、それぞれ各担当セクションで、やはりこの目標を達成するためには、こういう施策強化が必要だよとか、そういった具体的な施策の中でもって対応していく。ですから施策を打つためにもその項目は残しているんですよというふうに御理解していただければと思います。

○大城部会長 ほかにないですか。

どうぞ。

○府本専門委員 非常にありますけれども、この中で、例えば19ページに、「有人国境

離島」という言葉がありますね。意味はよくわかるんですね。有人国境離島は一般的に使うかどうかですね。

それと「我が国の公益貢献」というのも悪くはないんですけども、それと、沖縄は例えば離島僻地の「条件不利性」という単語があったと思うんですけども、読むときに引かかるわけですね。条件不利性というのは一般的に皆さんがお使いになるのはいいんですけども、言葉としては少し整理したほうがいいのかなという。

それと、これも私は意見を出しましたが、まず「有人国境離島」というのは、言葉としてはわかるんだが、具体的になんじゃこりやという話になる可能性はありますね。与那国や波照間だとか、じゃ南大東もそうかいという話になりますよね。多分そうだと思うんですけども、書かれている言葉から出てくるイメージと、我々が考えている言葉がうまく具合に結びつくのかどうかというのがちょっとあって、通常、僕らが物事を読むときに、パッと出たときに、僕個人は新しい言葉だなというふうにびっくりするわけですね。だから少し表現としてはどうなのか。

一応、僕の意見としては、「また有人国境離島については」というときに、これだとわかりにくいので、例えば波照間島、来間島というふうにやると、ああいうふうに国境の近くにある、ぽつとしたあれだなというふうにイメージがわくことも含めて、ちょっと表現については問題だといって、できれば漢字と漢字を熟語でくっつけられるのは少し検討してもらいたいなと思いますので、申しわけないですけど、これはちょっと感じております。

○大城部会長 文言については少し見直してみて、何かありますか。

○企画部(下地部長) ちょっと記憶の範囲なのですが、この「有人国境離島」という言葉は、確か国の離島振興法で使っている用語だと思います。ただ沖縄のほうは沖振法の適用を受けていることもあって離島振興法の適用外になっているのですが、その中で例えば佐渡とかいろんなどを指して、対馬とか、有人国境離島という言葉は使っていて、確か僕の記憶の範囲では使われている言葉なので、我々としても使っているというふうに理解をお願いしたいなと思います。

○府本専門委員 我々も沖縄県で有人国境離島というのはあまり問題はないとは思いますが、この言葉で書くと、国境問題なんてないですよ。いいことはいいんですけどね。

○大城部会長 僕のほうから、1つは、最初から読んでみて思ったのは、沖縄県が今後の高齢化社会についてどういう基本的なスタンスで臨むのかというのが、ちょっと読んで

いて具体的にイメージがわからなかった。圏域別に医療体制をどうするか、介護をどうするか。例えば那覇市は中南部の人がたくさん集まっていますが、あと10年、15年たったときに、医療、また特に介護がきちっと体制ができているのかどうか。離島はどうなっているのか。やんばる、例えば与那国島は今でも65歳以上は6割ぐらいの島もあったりするんですね。

この中で、今後、5年、10年とたったときに、沖縄県の高齢者、医療、介護、それから交通体系でいうと、例えば沖縄では自動車にたくさん乗っていますが、高齢者ドライバーの問題、ここで飲酒問題が特記されていますけれども、そうではなくて、近い将来、沖縄で高齢者のドライバーの問題が出てきて非常に事故率が高いという話も出ていますので、高齢化社会についてどういうスタンスで県は臨んでいくのかということをもう少し意識しながら書いてもいいのかなと。何か読んでいて非常にその点が弱いのかなという感じがしました。

それからもう1点は、喜久里さんがいる基盤整備部会のほうで議論すると思うんですけども、復帰後、ものすごい勢いで社会資本が整備されて、インフラが整備されて、耐用年数は50年ですので、近いうちに老朽化が始まるんですね。そうしたときに、特に離島と僻地の市町村の島々も含めて、自分たちが持っているインフラがどういう状態であって、どういうふうにメンテナンスし、維持していくのかという議論をしておかないといけないんじゃないかなと、沖縄県全体もそういう危機感はありますけれども、復帰後、整備したインフラを今後、沖縄県としてどう維持、更新していくのかについてももう少し意識して書いてもいいのかなと。

特に維持、更新となると、多分、県の公共事業で入札方法まで変えないといけないと思うんですね。要するに新しいものをつくるのと、点検しながら悪いものから直していくということでは、多分、事業者の仕事も技術も変わってくると思うんですね。だからその辺も含めて、沖縄県のインフラの維持、更新の上に学校教育も観光も物流もいろいろのっかってきますので産業部会の項目になるんじゃないかなと思って発言しているんですけども、こういう維持、更新について今後、県はどういうスタンスで臨んでいくのか、読んでいてちょっと、ところどころはあったんですけど、何かもう少し踏み込んでもいいのかなと思いました。

石田さん。

○石田専門委員 今の先生のお話で私も全く同じことを思ったので申し上げますと、高齢

化とあわせて人口減少のところもトーンが弱いのかなと、一通り拝読したときに思ったのは、人口減少が課題ということ認識はされているようだけれども、読んだものの感じだと10年後には多分減るんだろうなという感じがしまして、それをどういうふうにつなぎとめるのか。

例えば毎年3,000人ぐらい優秀な若い人たちが内地の大学に進学されるそうなんですけれども、そういった人たちをどうやってより多く帰ってきてもらうのか、あるいは子どもを育てたいと思う環境にどうやってしていこうかなとか、もうちょっと深掘りされるといいのかなと思いましたのでコメントさせていただきました。

○兼島副部長 今のお話に加えて、特に財政基盤の確立の点ですね。お話を実現するには相当程度、県の財政を引き締めないといけない。今は一括交付金が33年までですかね。措置されていますので、はっきり申し上げると、今は基盤整備も含めてどんどんつくっているんですね。それを維持管理するには、国の補助はもちろんございません。県の一般財源でしか維持管理できないものですから、その点を考えると、国に向けて財政基盤の確立も含めてしっかり検討していかないと、なかなか難しいのかなということが1つあります。以上です。

○企画部(下地部長) ただいまの話は各部会にまたがるような話が出てきているのかなと思います。総合部会のほうから御意見があった、あるいはその場で出たことを含めて、この部会のほうで整理をして、また総合部会からの意見として届けたいと思います。

実は先日、離島部会があったのですが、離島部会といいましても離島は小さいながらも全体なんですね。ですからいろんな意見が出ましたので、それについても離島部会から出た意見の中で、各部会に属するものは整理して届けたいということでお話し申し上げておりますので、それに対応していただきたいなということ。

今の少子化を受けた具体的な取り組みの中で、確かこれは人づくり部会で対応するかと思うんですが、高等教育機関の設置、または拡充が必要であることを含めて、今回は一応、改定案の中には盛り込んでありますので、今後、具体的にお話し合いがされるだろうなと思っています。

確かに今、石田委員から言われたように、大学進学率はまだ約4割には届いていませんが、全国はもう55%を超している中において、まだいろいろと議論する。そういう中において、18歳人口といわれる約1万6,000～7,000人のうち、6,000人超が大学に進学しているんですね。その中で県内のキャパが4,000人ぐらいなんですけど、そのうち1,000人近くは本

土から来ている学生。したがって、県内の子どもたちは3,000人超ぐらいですね。ほかの3,000人超は県外に進学している。それを全部合わせて大体4割ぐらいの進学率です。行けない子はやはりここで専門学校を出ている。県民所得が非常に低い中においては、かなり親御さんたちの負担になっていることで、進学を諦めている子も多いということと、いろいろ調査をしております。

おもしろいデータがありまして、名桜大学が設立され、そして冲国大が定員を300人から400人に増やしたときには、その数以上の進学率が急に上がったんですね。ですから、将来、子どもたちに夢を持たせるためには、そういった可能性を出していけば、また頑張る子どもたちも増えるのではないかなと思ったりして、今、この基本計画が通りましたら、その中でまた検討されていくと、それから人口増にどう通じるかはまたいろいろあるんでしょうけれども、今はそういう段階であるということです。

○大城部会長 ほかに何か。

では、もう1つ、住宅の件なんですけど、やがて沖縄県も近い将来、人口減少になっていく。今は人口が特に集中している本島なんですけれども、ゼロ金利政策とそれから相続税対策ということでものすごい勢いで賃貸住宅が増えているんですね。近い将来、その空き家が増えるだろうといわれているんですけれども、文章の中で、公営住宅をたくさんつくっていきますという文言があって、その辺が時代の流れと合っているのかなと、民間の賃貸住宅がものすごい勢いで増えていまして、多分、近いうちに空き家がいっぱい増えるだろうといわれている中で公営住宅をつくっていきますということを書いてあるものですから、その辺は民間の住宅を借り上げて所得向上するような形で家賃補助するような形で活用するとか、そういう文言はありますので、その方向で書いていったほうが今の時代の流れに合っているのかなと思ったので、それが正しいかどうかはわかりませんが、検討していただきたいなということです。

それからもう1つ、僕の卒業生で中国人なんですけど、沖縄で仕事してまして、僕の部屋に遊びに来て言っていたんですけれども、外国人観光客が沖縄で病気になったり事故を起こしたときにとっても大変だと。200万人とか人が来たときに、その中で交通事故を起こす観光客もいるでしょうし、病気になってしまう観光客もいて、保険は利かないし、家族1人とすると、残して帰るわけにもいかないし、ビザの関係ですごく大変だと。病院に行ったときに言葉も通じない。非常に苦労すると。

それで彼のところに電話がかかってきて、医者との間に立っているいろいろやるらしいんで

すが、日本人の観光客であれば、事故に遭ったり病気しても問題はないんですけど、何百万という外国人観光客が来て、その中で数パーセントでも事故に遭ったり病気になったりしたときの処理の問題を、観光立県というのであれば少し体系的にどうするかは検討してもいいのかなと思いました。これには記載がなかったんですよ。

○企画部(下地部長) これについても文化観光スポーツ部のほうの文章を載せましたけど、中でインバウンドに対する対応等も含めて、警察といいますか、そういうところがされている状況だと聞いておりますので、具体的にこれにどういうふうに落とし込むかの課題はありますけれども、対応するそれぞれの部署で急ピッチで進められております。ということでありますので、そういう御理解をしていただきたいなと思います。

○兼島副部長 今の観光の話で、私は空港をやっていますのでその関連で少し、意見というよりも、こういったことを考えているよということで少しお伝えしたいと思います。

おっしゃるように、レンタカーの利用が多くなって、とりわけ外国人のお客さんの交通事故が増えています。その中でも県警も意識しまして、それについてどう対処するかはいろいろ考えないといけないです。

もう1点は、医療のことですね。これも医者の方から話を聞いたんですけど、一番困るのは、言葉が通じない。とりわけどの薬を常用しているかはとても肝心らしいですよ。抗生物質でどの種をのんでいるかがわからないと治療もできない。語学堪能なドクターやアドバイスする人がいないということで県内の医療関係者も大変困っていて、観光あたりで少し進めようとしているのは、東京本部の観光関係も含めて、通訳するような電波を飛ばして、その対処方法を画面を通してやるようなシステムがあるというのが1つですね。^{※3}

もう1つは、それを利用しない県内の観光関係のほうでそういったものが出てきた場合にどう対処するか。語学の堪能な人をどう配置するかも含めて検討しているという話を聞きましたので、多分、部会のほうに投げたら、それなりの表現で対処することについては記述されるのかなという感じがします。

○企画部(下地部長) 先ほどの住宅の問題、先生が言われたのは53ページのことかと思うんですが、これには一番最初に「公的資金を活用した民間住宅」をうちは挙げております。後ろのほうではこれで足りない分は補うという意味で、「公的賃貸住宅等」ということですが、特にいろいろ離島部会でも出ているのは、小規模離島における住宅確保、あるいは移住したくてもないとか、そういうのもいろいろあって、小規模離島においては公的賃貸住宅の促進は必要だということもあります。

もう1つは、小規模離島においては、物資輸送等いろいろ課題があつて、ものすごいコスト高らしいですね。ですからそういったのをカバーするためにも特に小規模離島においては、若者の定住を進めるということでは公的賃貸住宅は必要ではないかということで、要するにそういったものも含めて書かれていると思いますので、確認しながらまた進めていきたいと思ひます。

○大城部会長 前にNHKで地方自治の崩壊で夕張市の例が出ていて、一番取り上げられたのが公営住宅で、何階かあるんですが、住んでいるのが1人2人ぐらいなんです。そういう棟が何棟かあつて、だけど維持は全体としてやらないといけない。それがすごいコストがかかつて大変だと。集約もなかなか難しいということがありましたので、公営住宅については人口減少の中では、今までとは違う認識をもって当たったほうがいいのかなどという気がしました。

○府本専門委員 公営住宅の件では、実は私の住んでいるところの村営住宅は人が住んでいないんですね。非常に一生懸命つくった建物ですよ。私どもがたまたま直しに行ったときに、県のほうから、公営住宅をつくるつもりで必死になってつくったことがあるんですね。そこで必死になってつくったところで、これが10年たつて、20年たつと建物が古くなるでしょう。そうすると出ていくんですよ。やはり古い建物には住みたくないですね。

公営住宅で一番困るのは、間取りである。子どもが生まれると住みにくくなるんですね。出ていく。いろんなこともあつて、改装できるかというときできないから、そのまま残っているんですね。残すのも取り壊すのも村費ですよ。何千万というお金があるわけじゃないですよ。そこら辺も含めて、先ほど財政のあれがありましたけれども、少し考えがあれね。やはりリニューアルするんだつたら、ちゃんとやらないといけない。壊すなら壊して、公営なら公営にしたらいいいわけですが、いろんなことを考えると、公営住宅というのは、先ほど先生がおっしゃったように、民間をどう使うか。その分の財源をどういう形で残していくかということで、実は一括交付金を何年か前に議論したときに、うまい具合に間て出てきた、確か沖縄の上の振興開発計画で一括で計上するという仕組みを使った新たな交付金ですよ。目的をどちらかというとき自由に使えるので、非常に使いやすいということがありますから、そこも含めて、例えば古くなった公共施設の改廃にも使えるような方法で何か考えていかないと、先ほど同じように、せつかく整備したものがリニューアルできない、要するに維持管理はみんな単費ですから、村からすると、とてもじゃないけど、そん

なもともと財政がないわけですから、そんなに使えないよと。

例えば公営住宅を壊すなんていうのは、予算上、組むときに、順番からいうとだーっと下がるわけです。

だけど、非常に景観として残るから、我々が見るたびに、ああそうかと思ってがっかりしてしまうことがありますので、そこら辺も含めて、今日は部会長から言われた公共事業の更新というのは、なるほどなど、その仕組みはなかなか難しいけど考えないといけないなどと思いました。

○ 企画部(安慶名企画調整統括監) 公営住宅については、先生方がおっしゃるような内容で、以前、土木の皆さんとお話ししたときに、もちろん必要な地域の公営住宅は、その地域、地域の実情でまだ建てる必要もありますけど、これからは少し建て替えてシフトしないといけないのは、何年か前から話を聞いたことがあります。

施設は補助金でつくって、その維持管理は財源ということですが、一括交付金ができるまで、いろんな議論の整理ですね。単純な維持管理ではなくて、長寿命化する観点からの維持補修などの仕組みもいろいろできていて学校校舎でも使われていますので、どの分野までそういう仕組みでやるかははっきりわかりませんが、その可能性はあるかと思えます。

○ 府本専門委員 そうですね。今からは公共施設を入れても、あとは管理を考えると、例えば幼稚園とそういうものを近くにつくって何かやって考えるとか、いろいろな方法を考える必要があるんだろうと思うんですね。そういうものを議論したときに、そういうことを考えている市町村があったんですね。幼稚園と村営住宅を近づけてつくって一括で管理してやれというような話があったんですけど、なかなか補助金の問題があることと、それから会計検査が入ってきますと、要するに会計検査でいくと検査ごとに使った金を分けないといけないものですから、慰労会とか何会とかわけがわからなくて、今度は逆に面倒臭いからやめようという話になったような記憶がありますので、なかなかここら辺になってくると、人が減ってくる、金もなくなってくる時も考えてみると、お互いごとの金をどうまい具合に使って行って、住民の利用にするかという、ものすごい柔らかな考え方をもっていかないといけないですね。

だからそれぞれの事業の境界部分の垣根を低くして考えないといけないだろうと。それを書けというわけではありませんよ。こんなものを書いたら、書きにくいですからいいんですが、考え方としてはそういうものが1つ必要かなと。しかし、なかなか難しいですね。

特に戦後処理問題の解決も一生懸命書かれているのですが、何か読めば読むほど先が見えないという非常に難しいことだと思って反省はしております。言葉としてはこれはこれで限定されるんだろうけれども、なかなか戦略的に施策が打ちにくいなというふうに感じております。

○企画部(下地部長) 今の住宅問題については、地域の事情は非常にさまざまだと感じております。先ほど申し上げました人口1,000人ちょっとぐらいの小規模離島については、公的住宅のニーズは、首長さんからも多いんですね。どうしても若者を定住させるには、いきなり若者が家には住めない。そうかといって、今のところを追い出して、いきなり同居せよと言ってもなかなか実現しないことが多い。

実は北部振興のニーズが高いのも公営住宅です。ですから、ここら辺は地域の事情を踏まえないとなかなかひとからげには論評できないので慎重な議論が必要だと思っております。

○府本専門委員 もう1つは、それに思い出したのは、岸本建男さんが名護市長の時に住宅を整備するときに、彼は入ってくる人の名前と家族構成を全部取るんですね。例えば6名が集まったら9戸の住宅を作るという形で、誰が住むかを決めて公営住宅をつくったんですね。そういう手法をとって、それで県に行く。県のほうも喜んで買いますということですね。住む人まで決まっているわけですから。県を口説き落とすには非常にいい方法だと思っていた。

逆にいうと、そういうニーズだと、どこの地域で、どんな状況かを具体的に押さえる手法なんですね。あれはなるほどなと思って、一旦つくったときの公営住宅は小規模だから非常に管理しやすいんですね。逆にいうと、奥のほうで大規模な公営住宅をつくっても人は入らないですね。6戸とか、せいぜい10戸程度の話だと考えないと、簡単にいうと、建ったときは人が住むけれども、すぐ人がいなくなる可能性があるんですね。そこを含めて維持管理をどうするかという方向性をしっかりもってつくらないといけないとなると非常に厳しいんですが、そこもこういうところで方向性はなかなかおかしいですよ。しかし、検討する必要はあるかもしれないですね。

○瀬口専門委員 幾つかお伺いしたいことがありますが、これは質問としてはどうかという気持ちも持ちながらの質問ですが、13ページの子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されるという記述なんです。私にはぼんやりしているように読めまして、いろんな問題があるものですから、それを包括するとこういう表現になったのかなという印象

ではあるんですけども、ここだけを読むと広すぎるというか、ぼんやりしすぎた形で意味がわかりにくいなという感覚を持ちました。

14ページの黄色かがっているところですが、住民の方が読まれるときに、MICEの言葉がわかるのかなと、例えばどこかで語句説明があってもいいのかなと思いました。

先ほどもちょっと質問が出ておりましたけれども、この冊子でいくと101ページのところですが、ここに政策金融の部分がございましてけれども、確かに政策金融に関しては以前に議論があって、まだ一定期間、存続があるわけですが、地域の民間金融機関に対する影響がどの程度あるのかを考えたときに、もし影響があるなら、いろんなどころにどどんかかわっていくという記載をしすぎないほうがいいのではないかという印象を持ちまして、今の記載の様子ですと、かなり地域経済全般に政策金融の効果を発揮しますよという感じに読めるものですから、最後に「民間金融と協調しながら」と書いていますので、そこでバランスがとれていると考えるかどうかというところが気になりました。

先に飛んで恐縮なんですけど、172と173ページの部分ですが、ここは御質問ですが、(3)効率的で効果的な県政の推進のところのア 持続力ある財政基盤の確立の172ページの最後のところからなんですけど、「歳入に見合った歳出規模への転換を図るなど」というのは、これはどういう意味なのか、意味がよくわからなくて、特に「転換」というのはどういった部門を指すのかという点をお伺いできればと思います。

その次の173ページの上から2行目の最後のところですが、「引き続き県債の新規発行額の抑制や」と書いてあるのですが、沖縄県は地方債の発行が他の都道府県と比べて、そこまで多いわけではないものですから、この県債の新規発行額の抑制をあえて挙げられているのはどうしてなのかということですね。例えば臨時財政対策債とか、そういうことを見据えての記載なのかどうかということをお伺いしたいです。

173ページのウ 職員と行政組織の活性化のところではないか。171ページか173ページのどこかにかかわることなんですけど、先ほど部会長からも公営住宅の話がございましたけれども、例えば公営住宅のように、県も事業を行っていて、市町村も事業を行っているような行政サービスの場合に、昔はその必要性があったかもしれないんですけども、今の時代はそれが重複と捉えられてしまっていて、それを整理する必要があるんじゃないかと思うときに、そこまで細かく書くのかということなんですけども、書かなくてもいいのかなという気もするのですが、重複している部分の整理をしますよというような記述はあってもいいのかなと思っています。

○大城部会長 市町村と連携を図りつつとか、何かそんな感じの。

○瀬口専門委員 そうですね。そういうふう感じたというところはどうか考えたらいいかという伺いです。

○大城部会長 最初の質問は印象ですね。違和感があるからということ。

172ページは質問ですね。

○瀬口専門委員 最初の13ページの子どもの将来のところは、ちょっと表現がぼんやりしているかなという印象です。

M I C Eは語句説明が必要ではないかということです。

政策金融のところは、ちょっと書き込みすぎじゃないかという印象です。

172ページの。

○大城部会長 歳入に見合う歳出規模の転換というのは。

○瀬口専門委員 はい、これは質問です。

○企画部(下地部長) まずは、これは福祉部なので私の持っているものが合っているかは自信がないのですが、13ページの子どもの将来の生まれ育った環境に左右されることがないようにというものは、恐らく最近よくいわれる貧困対策を若干意識して、それプラスまたいろんな環境を加えてこういう表現になったと思います。

それから今の金融機関の政策金融との関係ですが、実は大規模プロジェクトになると、今の県内の民間金融では十分な対応ができない状況があるのも伺っております。それともう1つは、かなり後のほうに書いてあるように、実態としては協調融資が多いんですね。金融公庫と民間の地銀との協調融資は何対何でやりましょうねという中でのお互いのプロジェクトに対する審査も含めて共同してやっている実態がまだまだありますので、その重要性は残っているのかなと思っております。

○企画調整課(儀間課長) お答えいたします。

172ページの「歳入に見合った歳出規模への転換」ということで、県の予算編成は、歳入歳出を照らし合わせてみて、どうしても歳入が現在でも足りない状況があって、基金を取り崩して毎年予算編成している状況がございますので、そういった形にならないような予算編成ができるように、税源の改良でありますとか、そういったところに努める必要があるのではないかと。そういうふうな意味合いだと思っております。

それと県債の発行の抑制ですが、確かに一人当たりの県債残高を見たときに、高率補助

の効果もあって、ほかの県よりは県債残高は少ない状況ではありますが、だからといって県債発行をばんばんすることではないと思います。健全な財政運営をするためには、そういった視点でも特に必要だと、そういう視点での記述だと考えております。

○大城部会長 13ページの黄色でマーカーがついている子どものところで、この文章は僕も違和感を感じたんですけど、なぜかという、「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないような環境をつくる」というと何か矛盾していて、後ろのほうできちっと書いていまして、「子どもの将来がその生まれ育った家庭や地域によって左右されないような子どもが育つ環境をつくる」だったらいいんですけども、生まれ育った環境によっては左右されないような、そういう環境をつくるとなると、何かちょっとうーんというような感じがしましたので、後ろのほうできちっと書いていますので、それは少し文言を確認してみてもいいのかなと。

○企画部(下地部長) はい、わかりました。

○大城部会長 お願いします。

石田さん、どうぞ。

○石田専門委員 私は第6章で加筆をお願いしたいものが1カ所だけありますので、172ページの(2)計画の進捗管理等のところ、第2段落目ですが、「点検・評価を全庁的に行い」というふうにあるんですけども、ここを「全庁的にかつ効率的に」という表現をぜひ加えていただければと思うんですけども、「かつ効率的に」の意味は、企画部、あるいは各部の県職員の皆さんの仕事を減らしてほしいという意味です。

P D C Aを回すに当たって、いろんなエクセル表で作業の発注を皆さんにお願いして、それを各部の方がやって、一通りやったと思ったら、今度はその離島バージョンをつかってとか、作業だけでも結構大変というふうに伺っておりますので、P D C Aをやらないということではなくて、やるんだけど、もっとシンプルにできるところはシンプルにして、そのあいた時間をぜひ県民とか、あるいは県内企業の方と話をする時間に充ててほしい。分厚い文章をつくるよりも、そのほうが県民の方に感謝されると思いますので、職員の負担、仕事を減らしてほしいという意味で、仕事を減らせと書くと難しいので、「かつ効率的に」という言葉を入れていただければというお願いです。

以上です。

○大城部会長 では、検討して文言を入れるかどうか検討していただいて。

時間になりましたが、特になければこれで今日の部会を閉じたいと思いますが、よろし

いでしょうか。

(「はい」)

○大城部会長　それでは、事務より連絡事項等があればよろしく申し上げます。

3. その他連絡事項

○企画調整課（井上主幹）　すみません、冒頭、部会長からもお話がございましたが、今後、本日も含めて、基本計画の改定案の審議は3回ほど予定しております。次の回は、これは県側の都合で申しわけございませんが、2月議会も2月中旬以降に始まるということで、その前の2月15、16、17日あたりで第5回目の総合部会を予定したいと思っております。その次の第6回についても1カ月後、3月15、16、17日あたりで開催を予定したいと思っております。詳しくは、今後、この後、日程の照会を各委員にメール等で送らせていただきたいと思っておりますので、御都合の回答のほどをよろしく願いいたします。以上です。

○企画調整課（古堅班長）　事務局からの連絡は以上となります。

長時間にわたり熱心な御討議をいただきありがとうございました。

以上で終了いたします。

4. 閉会